

様式第2号（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称		令和6年度川島町総合教育会議
開 催 日 時		令和6年11月20日（水）午後1時から午後1時50分まで
開 催 場 所		川島町役場2階 第2委員会室
議 題		（1）川島町地域活動センター（仮称）の設置について （2）川島町地域活動センターの設置及び管理条例及び施行規則について
公開・非公開		公 開 ・ 非公開 ・ 一部非公開
非 公 開 の 理 由 （非公開の場合）		
出席者	構成員	飯島 和夫町長・関口 敬教育長・猪鼻 昌江教育長職務代理者 天宮 弘委員・猪鼻 和美委員・矢部 春美委員
	事務局	政策推進課：藤間課長・大河原主事 教育総務課：田中課長・道祖土主幹 生涯学習課：神田課長・鈴木主幹
配 布 資 料		会議次第及び資料
審議会等の内容・概要		
1 開会 2 あいさつ 3 議事 町 長：本日の会議は公開とします。また、会議録の作成は発言者の名前を記載せず、要点を記録し、会議録の署名は、天宮委員を指名します。よろしいでしょうか。 委 員：異議なし。 【議題】（1）川島町地域活動センター（仮称）の設置について 町 長：議題（1）について、担当から説明をお願いします。 （生涯学習課主幹より説明） 町 長：説明が終わりましたので、各委員の皆様にご意見を伺いたと思います。 委 員：まちづくり協議会の広報部会について、力を入れてやっていただけたらと思います。今どういう状況にあるかを地域住民にお知らせすることで、みんなが参加でき		

る、「こうした方がいい」と言えるような雰囲気になり、地域の方がより活躍する場・人づくりができると思います。

委員：地域活動センター移行後に、範囲が広くなった分「小見野公民館なら行けたけれど、この場所だと行けない」ということがないように配慮してほしいと思います。地域の高齢者は、今までと同じように安心して活動に参加できるという安心感があると良いと思います。まちづくり協議会と地域活動センターはどのように役割分担されるのですか。

事務局：最初は、地域活動センターがまちづくり協議会と手をつなぎながら伴走、まちづくり協議会が走り出したら手を放して一緒に走る、自分で走り出せるようになったら遠くからしっかり見守るというような形で、時間の経過とともに関わりの度合いを変えていきたいと思っています。まちづくり協議会が自走できるようになったら、次の新しい取り組みを育てていくということを繰り返ししながら、地域の活動を厚いものにしていけたらというイメージであります。時間の経過とともに、適切な支援をしてまいります。

委員：変わらない関係性ではなく、次のステップに進むと変化するというイメージですね。また、きもだめしやギター教室などの現行の活動は継続していただき、現在の事業の改善・廃止については、難しいと思いますが、思い切って進めていただきたいです。

委員：どのような活動を実施したいか等、住民の声に耳を傾けて進めていってほしいです。事例案のとおり、「七つの祝い」も「二十歳の成人式」のように、町全体で実施していただけたらと思います。

委員：中山公民館「興風ひろば」のような活動を、他の地区でも地域にあった形で新しく取り入れると、子どもの放課後の居場所問題の解決につながると考えます。良いものはどんどん実施できればいいと思います。

教育長：様々なご意見をいただき、ありがとうございます。多世代の意見を取り入れ、時代の流れ・ニーズにあったものにしていくには、移行・改革が必要だと考えます。各地区の地域性を大切にしつつ、より広く協力できる仕組み作りができつつあります。町全体・地域・住民が変わっていくと思うので、これから頑張ってまいります。

町長：委員の皆様、ご意見をいただきありがとうございます。地域活動センター移行後に色々な問題が発生すると思いますが、その都度解決していくことで、次の世代が安心できるような形が固まってくると思います。

さて、町と教育委員の皆様、双方とも意見が一致したと思います。では、川島町地域活動センター（仮称）の設置について、ご異議はございませんでしょうか。

委 員：異議なし。

町 長：それでは、川島町地域活動センター（仮称）の設置について、資料のとおり、当会議での決定事項とします。

【議題】（２）川島町地域活動センター設置及び管理条例及び施行規則について

町 長：議題（２）に進みます。担当から説明をお願いします。

（生涯学習課主幹より説明）

町 長：説明が終わりましたので、各委員の皆様にご意見を伺いたと思います。

委 員：公民館は無料でしたが、地域活動センター移行後は利用料金が発生します。今までの公民館利用者が利用できないということがないように、減免制度の説明を十分に
行い、住民に周知してほしいです。

委 員：施設の使用状況率が上がるように、敷居を低くして様々な団体が使いやすい施設を目指してほしいと思います。

委 員：以前伊草公民館を利用した際、トイレトペーパー等の備品が不足していることがありました。移行後は町の管理になりますか。

事務局：町の管理になりますので、しっかりと対応いたします。

委 員：わかりました。

委 員：親子連れからお年寄りまで、幅広い年代が使える施設になればと思います。

教育長：様々なご意見をいただき、ありがとうございます。条例第１条にある、地域活動センターの目的を果たせるように取り組んでまいります。

町 長：委員の皆様、ご意見をいただきありがとうございます。規則第３条について、使用時間区分が「午前９時から午後９時まで」とありますが、要望があれば時間外でも使用できるように検討をお願いします。

事務局：承知しました。

町 長：では、町と教育委員の皆様、双方とも意見が一致したと思います。川島町地域活動センター設置及び管理条例及び施行規則について、ご異議はございませんでしょうか。

委 員：異議なし。

町 長：それでは、川島町地域活動センター設置及び管理条例及び施行規則について、

資料のとおり、当会議での決定事項とします。なお、「川島町地域活動センター設置及び管理条例」につきましては、12月の町議会に上程させていただきます。ご了承ください。

以上で、本日の議題は終了となります。ありがとうございました。

5 閉会

署 名

天 宮 弘